

# 入札説明書（事後審査型）

大阪湾広域臨海環境整備センター

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名称  
大阪沖埋立処分場 仮防波堤電気防食工事
- (2) 工事内容  
別添仕様書のとおり
- (3) 工事場所  
別添仕様書のとおり
- (4) 工 期  
契約締結の翌日から令和7年3月25日まで

## 2 入札参加資格に関する事項

次の(1)から(8)までのすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去2年間において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実のない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 入札日において、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）の入札参加指名停止を受けていないこと。
- (6) センターとの契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けていない者（本入札の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）であること。
- (7) 令和6・7・8年度のセンター入札参加資格審査（登録）において、次のいずれかの種目・項目で申請を行い、当該申請書の受領書の交付を受けていること。

なお、その申請をしていない者にあつては、9(2)アbにより、落札候補者となった時に資格審査（登録）の手続きをすることができる。

業 種	種 目	項 目
工事請負	01 土木工事	(2) 港湾土木工事
	05 鋼構造物工事	

(8) 港湾工事で平成 21 年度以降において、流電陽極方式による電気防食工事を、建設業法における「発注者」と直接契約を締結する「元請負人」として、施工した実績を有すること。

※施工実績とは、元請として完成・引渡し完了した流電陽極方式による電気防食工事の新規設置又は更新を含む。

なお、単体企業の施工実績に限るものとする。

### 3 契約事項を示す場所

大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 2 号 大阪中之島ビル 9 階

大阪湾広域臨海環境整備センター 本社 財務課

### 4 入札参加方法等

#### (1) 入札説明書等の交付

##### ア 交付方法

インターネットのセンターホームページの「入札情報」のページからダウンロードして入手することを原則とする。

なお、ダウンロードして入手することが困難な場合は、「3 契約事項を示す場所」において紙媒体により手渡しする。

##### 【センターホームページアドレス】

<http://www.osakawan-center.or.jp/>

##### イ 交付期間

##### ① センターホームページからのダウンロード

令和 6 年 6 月 19 日(水)から同年 7 月 19 日(金)まで

##### ② 契約事項を示す場所での交付

令和 6 年 6 月 19 日(水)から同年 7 月 19 日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日であって、毎日、午前 10 時から午前 11 時半まで及び午後 1 時半から午後 4 時半まで。

##### ウ 交付する書類の内容

- ① 入札説明書（本資料）
- ② 設計書
- ③ 仕様書
- ④ 日程表
- ⑤ 入札参加資格誓約書
- ⑥ 入札参加資格審査申請書類一式
- ⑦ 契約書様式（暴力団排除に関する特約）
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書
- ⑨ 仕様書に対する質問書
- ⑩ 競争入札心得
- ⑪ 大阪湾広域臨海環境整備センター指名停止基準に関する達

(2) 入札参加の申請等

入札参加の申請は、入札書の提出をもって申請があったものとみなす。

このため、入札参加にかかる決定通知は行わないので、入札に参加しようとする者は、設計図書や現場等をよく確認のうえ、積算を進めておかなければならない。

なお、入札書用紙及び委任状用紙は、上記(1)と同様の方法により取得するものとする。

(3) 仕様書に対する質問及び回答

ア 質問受付

① 期 間

令和6年6月19日(水)から7月1日(月)午後4時まで。

② 方 法

Eメール又はファクシミリによるものとし、持参又は郵送によるものは受け付けない。

③ 提出先

大阪湾広域臨海環境整備センター財務課

FAX 06(6204)1728

Eメール keiyaku@osakawan-center.or.jp

イ 質問に対する回答

① 期 限

令和6年7月5日(金)午後5時

② 場 所

上記(1)に同じ。

5 入札の場所及び日時

(1) 場 所

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

大阪湾広域臨海環境整備センター 本社 会議室

(2) 日 時

令和6年7月19日(金)午後2時00分

6 入札保証金、低入札価格調査制度／最低制限価格制度及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除。

(2) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度

最低制限価格を設定する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付。

ただし、センターを被保険者とする履行保証保険契約(保険金額は、契約金額の100分の10以上)を締結し、当該保険証書が提出されたときは、契約保証金の納付を免除することができる。

7 入札の無効に関する事項

本入札に関する条件に違反した入札のほか、競争入札心得(以下「入札心得」という。)第9条の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 8 本入札の失格に関する事項

本入札に関する条件に違反した入札のほか、入札心得第10条の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

## 9 その他

### (1) 入札方法

ア 落札者との契約締結にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約代金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札は、本入札説明書によるほか、入札心得の定めるところに従う。

### (2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

落札候補者は、上記4(1)ウ⑤に掲げる入札参加資格誓約書に次の入札参加資格を証する書類を添付し、直ちにセンターへ提出するものとする。

#### ア 提出書類

##### a 入札参加資格審査申請済の者

① 上記4(1)ウ⑤に掲げる入札参加資格誓約書

② 港湾工事で平成21年度以降において、流電陽極方式による電気防食工事を、建設業法における「発注者」と直接契約を締結する「元請負人」として、施工した実績を証する契約書及び仕様書の写し

##### b 新たに入札参加資格申請を行う者または種目の追加手続きを行う者

令和6・7・8年度のセンター入札参加資格審査（登録）において、次のいずれかの種目・項目で申請をしていない者にあつては、落札候補者となった時に資格審査（登録）の手続きをすることができる。

業 種	種 目	項 目
工事請負	01 土木工事	(2)港湾土木工事
	05 鋼構造物工事	

① 上記4(1)ウ⑤に掲げる入札参加資格誓約書

② 新規申請の場合

i) 申請要領の配付は、上記4(1)のアと同様の方法により行う。

ii) 提出書類は申請要領のとおりとする。

③ 既にセンターの入札参加資格の「業種：工事請負」の登録手続きを行っている者であつて、「種目：土木工事」「項目：港湾土木工事」又は「種目：鋼構造物工事」を追加する場合は、センターホームページの「入札情報」のページから変更届（様式第12号）をダウンロードして必要事項を記載の上、提出すること。

なお、種目の登録において、既に5種目の登録がされている場合は、種目の追加及び入れ替えはできない。

④ 港湾工事で平成21年度以降において、流電陽極方式による電気防食工事を、建設業法に

おける「発注者」と直接契約を締結する「元請負人」として、施工した実績を証する契約書及び仕様書の写し

センターは、提出のあった入札参加資格誓約書等をもとに審査を行い、審査の結果、入札参加資格があると認めたときは、その者を落札者と決定する。

なお、審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格がないと認めた時は、その者のした入札を無効とし、次順位者を落札候補者として入札参加資格の審査を行い、以後、落札者が決定するまで同様の手続きにより審査を行う。

(3) 入札の中止

入札参加者がいない場合は入札を行わない。

(4) 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、入札心得第5条の規定により取り扱うものとする。

(5) 契約書に関する事項

ア 落札者は、センターの指示に従い、契約書を作成の上、落札日から7日以内にセンターと契約を締結するものとする。

イ 契約書に記載する金額は、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

(6) 誓約書

落札者は、センターの発注業務等における暴力団排除のための措置により、暴力団員等関係者でない旨の誓約書を、落札決定後速やかに提出しなければならない。

(7) 違約金を徴する場合

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴する。

(8) 問い合わせ先

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

大阪湾広域臨海環境整備センター財務課

TEL 06 (6204) 1723